

船舶事故調査報告書

平成23年2月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 山本 哲也

委員 根本 美奈

事故種類	ウェイクボーダー死亡
発生日時	不明（平成22年7月30日（金） 本船が兵庫県姫路市家島諸島男鹿島 <small>いえしま たんが</small> たてのはま立ノ浜に向けて発進した頃～14時40分ごろの間）
発生場所	不明（立ノ浜沖～立ノ浜の海岸付近の間）
事故調査の経過	平成22年8月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか2人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ シーブリーズジュニア、5トン未満 253-14041兵庫、個人所有 2.38m (Lr) × 0.91m × 0.31m、FRP ガソリン機関、46.34kW、不明
乗組員等に関する情報	船長 男性 65歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成15年12月12日 免許証交付日 平成20年11月25日 (平成25年12月11日まで有効) ウェイクボーダー 男性 60歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成8年4月25日 免許証交付日 平成18年3月16日 (平成23年4月24日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（ウェイクボーダー）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長が1人で乗船して操縦し、男鹿島北西部の立ノ浜沖において、ウェイクボーダー（以下「ボーダー」という。）をえい航して遊走していたところ、ボーダーが転倒したことから遊走を中止し、立ノ浜に戻ることとした。 船長は、ウェイクボードに乗ったボーダーを本船の船尾部につかまらせて低速力で立ノ浜に向けて航行中、平成22年7月30日14時40分ごろ、海岸付近において、ボーダーが転倒していることに気付き、直ちに本船を停止してボーダーを引き揚げた。 ボーダーの左足には、えい航ロープが絡まっていた。 ボーダーは、病院に搬送されたが、18時10分ごろ死亡が確認され、のちに溺死と検案された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、気温 約28℃

	海象：平穩	
その他の事項	<p>船長は、水上オートバイの操縦経験が約3～4年あった。また、ボーダーは、ウェイクボードの経験が約20年あったが、本事故時、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>ボーダーは、本船（2人乗り）、本事故時に使用していたウェイクボード及びえい航ロープの所有者であった。</p> <p>ウェイクボードは、長さ約1.35m、幅約42cm及び厚さ約25mmのFRP製で、えい航ロープは、長さ約20m、幅約5mm及び厚さ約1.5mmであった。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>ボーダーの死因は、溺死であった。</p> <p>本船は、立ノ浜沖において、船長が、ウェイクボードに乗ったボーダーを船尾部につかまらせ、立ノ浜に向けて航行中、ボーダーが転倒したものと考えられるが、ボーダーの転倒後の状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、立ノ浜沖において、ウェイクボードに乗ったボーダーを船尾部につかまらせ、立ノ浜に向けて航行中、ボーダーが転倒したことにより発生したものと考えられる。</p>	